

国立大学法人和歌山大学たな卸資産取扱要項

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 81 号
最終改正 令和 6年11月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学会計規則第33条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）のたな卸資産の取扱いについて必要な事項を定める。

(たな卸資産)

第2条 たな卸資産として貸借対照表に計上するものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商品（販売するために保有するものに限る。）
- (2) 製品、副産物及び作業くず（販売するために保有するものに限る。）
- (3) 半製品（販売するために保有するものに限る。）
- (4) 原料及び材料（購入部分品を含む。）（販売するために保有するものに限る。）
- (5) 仕掛品（販売するために保有するものに限る。）
- (6) 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他貯蔵品で1品10万円以上のもの。
- (7) 郵便切手、回数券、プリペイドカード等の現金等価物

(たな卸資産の管理)

第3条 たな卸資産は、国立大学法人和歌山大学固定資産管理規程第7条第2項に規定するその他の固定資産に準じ、財産管理補助者が管理するものとする。

2 財産管理補助者は、期末残数量を確認のうえ、毎年度4月10日までに、たな卸資産報告書（様式1）により財産管理担当役に報告しなければならない。

3 たな卸資産は、適宜の帳簿を備えて受払数量及び受払金額を記帳しなければならない。

(たな卸資産の会計処理)

第4条 たな卸資産については、購入時は費用勘定に計上し、決算時にたな卸資産に振り替えるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2783号）

この要項は、令和6年12月1日から施行する。

